

# 使用料基準の基本的な考え方（素案）

## 【使用料基準を設定する施設】

- 法令等で使用料を徴収できない施設等の使用料基準の対象外となる施設（右図）以外の施設は、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として全て使用料を設定する。
- ただし、市政において重点的に推進すべきもの（例 福祉）は、減免で対応する一方で、減免規定自体も見直す（例：国・県の使用に関する減免の廃止等）。  
※参考 [H26年度減免額：311,149千円 施設例：宮崎市民文化ホール 27,463千円]

※ 目的外使用については、別途算定することとする。

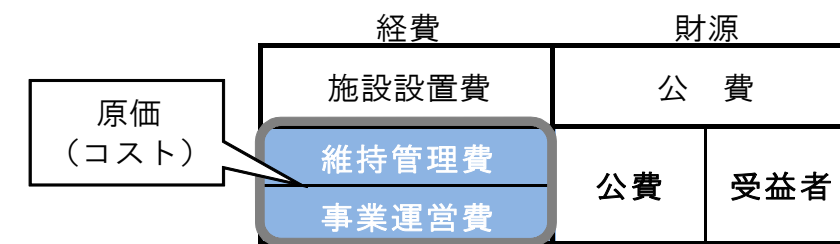
## 【使用料算出の基本的な考え方】

- 使用料単価は、原価（コスト）に受益者負担割合を乗じて算出する。  
 原価（コスト）に含める経費とは、サービス提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費と、サービス提供や施設を維持管理していく上で必要となる物件費、といった維持管理費と事業運営費とし、建て替えや大規模修繕といった施設設置費は含めない。

$$\text{使用料単価} = \text{原価(コスト)} \times \text{受益者負担割合}$$

■ 使用料基準の対象外となる施設

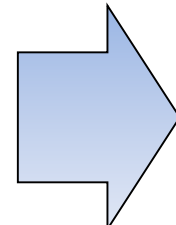
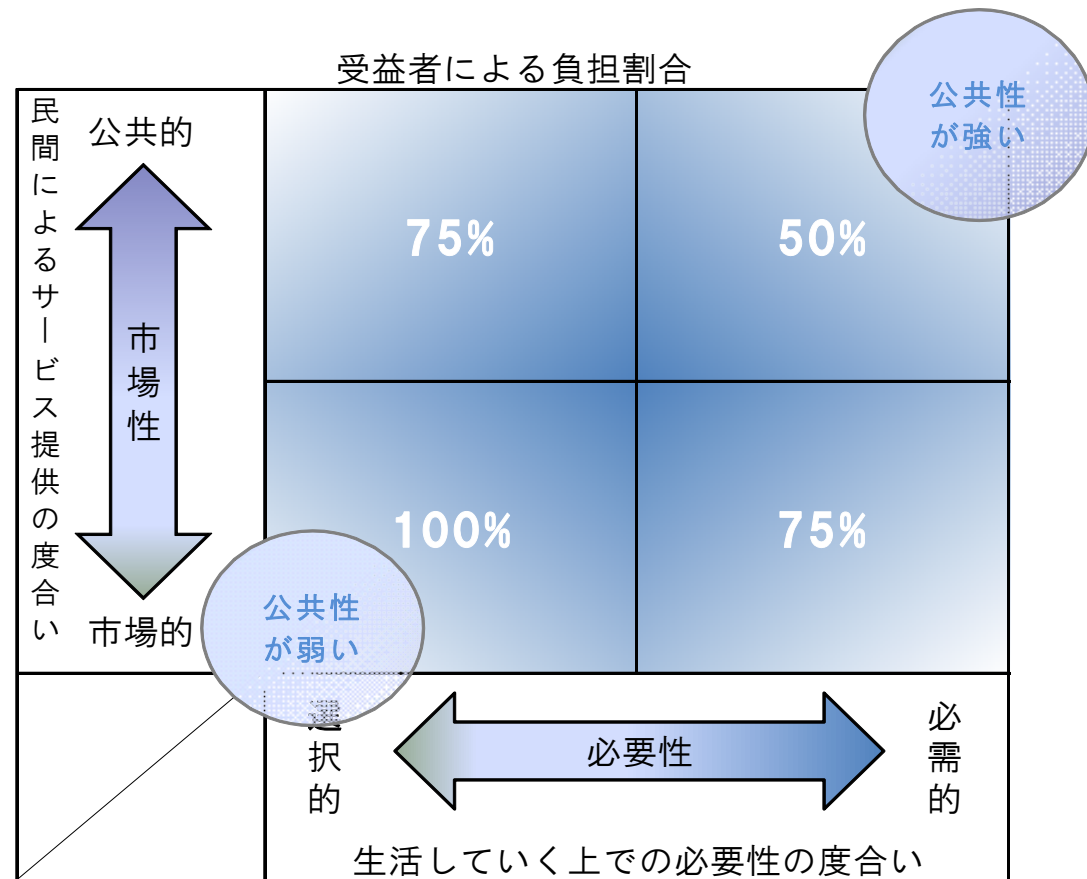
区 分	施 設 例
I. 法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
II. 法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ
III. 公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
IV. 利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
V. 不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
VI. その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、プラント系・仮設施設



## 【受益者負担割合】

### 【受益者負担割合の考え方】

施設の公共性の強弱を「必要性」と「市場性」の2つの視点により判別し、受益者負担割合を3段階（50%、75%、100%）に区分する。



生活していく上での必要性の度合い（よこ軸・必要性）

区分	選 択 的	必 需 的
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活をより豊かなものにするため、それぞれの価値観や好みによって、利用を選択できる施設</li> <li>個人的な趣味やレクリエーションの範囲として利用される施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活をしていく上で必要とされる生活水準を確保するため、世代を問わず広く利用される施設</li> <li>日常生活をしていく上で必要となる知識・教養などを習得するための施設</li> </ul>
公共性	選 択 的	必 需 的

民間によるサービス提供の度合いによる区分（たて軸・市場性）

区分	性 質	公共性
公共的	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間による同種または類似サービスの提供がない施設（全国的にはあるが本市への進出が望めないものを含む）</li> <li>採算性等の問題により民間によるサービスの提供が望めない施設</li> </ul>	公共的
市場的	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内において民間による同種（類似）のサービスがすでに提供されており、手軽に利用が望める施設</li> <li>民間においても採算性があり、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設</li> </ul>	市場的